

国立大学法人愛知教育大学附属学校規則

2013年3月13日
規程第15号

目次

- 第1章 総則
- 第2章 附属学校組織
- 第3章 附属学校部
- 第4章 修業年限, 学年, 学期及び休業日
- 第5章 教育課程及び学習の評価
- 第6章 入学, 編入学及び転入学
- 第7章 休学, 復学, 転・退学, 留学, 出席停止及び除籍
- 第8章 授業料の納入等
- 第9章 賞罰
- 第10章 附属幼稚園
- 第11章 附属名古屋小学校
- 第12章 附属岡崎小学校
- 第13章 附属名古屋中学校
- 第14章 附属岡崎中学校
- 第15章 附属高等学校
- 第16章 附属特別支援学校
- 第17章 雑則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人愛知教育大学学則（2004年学則第1号）第29条第5項の規定に基づき、愛知教育大学附属幼稚園、附属名古屋小学校、附属岡崎小学校、附属名古屋中学校、附属岡崎中学校、附属高等学校及び附属特別支援学校（以下「附属学校」という。）について、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 附属学校は、教育基本法（平成18年法律第120号）及び学校教育法（昭和22年法律第26号）その他関係法令に規定する教育又は保育を施すとともに、愛知教育大学（以下「大学」という。）と協力して、以下の各号の任務を行うことを目的とする。

- (1) 幼児、児童及び生徒（以下「児童等」という。）の教育に関する研究を行うこと
- (2) 学生の教育実地研究の実施
- (3) 研究成果を広く教育界の参考に供すること
- (4) 教員の現職教育に資すること

第2章 附属学校組織

(附属学校)

第3条 附属学校の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 愛知教育大学附属幼稚園 名古屋市東区大幸南1-126
- 愛知教育大学附属名古屋小学校 名古屋市東区大幸南1-126
- 愛知教育大学附属岡崎小学校 岡崎市六供町八貫15
- 愛知教育大学附属名古屋中学校 名古屋市東区大幸南1-126
- 愛知教育大学附属岡崎中学校 岡崎市明大寺町栗林1
- 愛知教育大学附属高等学校 刈谷市井ヶ谷町広沢1
- 愛知教育大学附属特別支援学校 岡崎市六供町八貫15

(職員)

第4条 附属学校に校長（附属幼稚園にあっては、園長と称す。以下同じ。）、教頭（附属幼稚園を除く）、教諭、養護教諭及び事務職員を置く。

- 2 前項に規定するもののほか、副校長（附属幼稚園にあつては、副園長と称す。以下同じ。）、主幹教諭、栄養教諭その他必要な職員を置くことができる。
- 3 職員の職務は、学校教育法、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号、以下「施行規則」という。）その他の法令によるもののほか、学長が別に定める。
- 4 職員の選考に関する規程は、学長が別に定める。

（職員会議）

第5条 附属学校に、職員会議を置く。

- 2 職員会議は、校長が主宰する。
- 3 職員会議は、当該附属学校の職員をもって組織する。
- 4 職員会議は、校長の職務の円滑な執行に資するため、当該附属学校の教育方針、教育目標、教育計画、教育課題への対応方策等に関する職員間の意思疎通、共通理解の促進、職員の意見交換等を行う。
- 5 校長が必要と認めるときは、第3項に規定する職員以外の者に出席を求め、その意見を聴くことができる。

（学校評議員）

第6条 附属学校に学校評議員を置く。

- 2 学校評議員に関し必要な事項は、別に定める。

（事務室）

第7条 附属学校に、各附属学校の事務を処理するため、事務室を置く。

- 2 事務室に関し必要な事項は、別に定める。

（学校評価）

第8条 附属学校は、当該附属学校の教育研究活動その他の学校運営の状況について、自ら評価を行い、その結果を公表するものとする。

- 2 附属学校は、前項の規定による評価の結果を踏まえた当該附属学校の児童等の保護者その他当該附属学校の関係者（当該附属学校の職員を除く。）による評価を行い、その結果を公表するよう努めるものとする。
- 3 附属学校は、前2項の規定による評価の結果を学長に報告するものとする。

（情報提供）

第9条 附属学校は、当該附属学校に関する保護者及び地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するため、当該附属学校の教育研究活動その他学校の学校運営の状況に関する情報を積極的に提供するものとする。

第3章 附属学校部

（附属学校部）

第10条 附属学校の教育及び管理運営に関する事務を処理するとともに、附属学校相互間の連絡調整に当たることを目的として、本学に附属学校部を置く。

（附属学校部長）

第11条 附属学校部に部長を置き、大学の教授をもって充てる。

- 2 附属学校部長の選考に関する規程は、別に定める。

（附属学校部長の職務）

第12条 附属学校部長は、学長の命を受け、担当の理事と協力して附属学校を統括する。

（附属学校運営委員会）

第13条 附属学校部に、附属学校運営委員会を置く。

- 2 附属学校運営委員会規程については、別に定める。

第4章 修業年限、学年、学期及び休業日

（修業年限）

第14条 附属学校（附属幼稚園を除く。）の修業年限は、それぞれ学校教育法の定めるところによる。

- 2 附属幼稚園の修業年限は、2年及び3年とする。

（学年）

第15条 学年は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

（学期）

第16条 学年は、次の2学期又は3学期とし、校長が定め、あらかじめ学長へ報告しなければならない。

- (1) 2 学期 前期 4 月 1 日から 10 月 31 日まで
後期 11 月 1 日から 3 月 31 日まで
- (2) 3 学期 第 1 学期 4 月 1 日から 8 月 31 日まで
第 2 学期 9 月 1 日から 12 月 31 日まで
第 3 学期 1 月 1 日から 3 月 31 日まで

2 前項の規定にかかわらず、校長は学期の始期及び終期を変更することができる。この場合は、この旨を前年度末までに学長に報告しなければならない。

(休業日)

第 17 条 休業日は、次のとおりとする。

- (1) 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日
- (2) 日曜日及び土曜日
- (3) 附属学校が別に定める春季休業、夏季休業、秋季休業及び冬季休業

2 校長は、教育上必要があり、かつ、やむを得ない理由があるときは、前項に規定する休業日を変更し、若しくは臨時に休業日を定め、又は休業日の期間中においても授業を課すことができる。この場合は、この旨を速やかに学長に報告しなければならない。

第 5 章 教育課程及び学習の評価

(教育課程及び授業日時数)

第 18 条 教育課程及び授業日時数は、学校教育法、施行規則及びその他の法令並びにこれらに基づく学習指導要領等に基づき定める。

(学習の評価)

第 19 条 学習の評価に関する基準及びその方法は、校長が別に定める。

第 6 章 入学、編入学及び転入学

(入学の時期)

第 20 条 入学の時期は、学年の始めとする。ただし、第 26 条に規定する編入学又は転入学の場合は、この限りではない。

(入学出願)

第 21 条 附属学校に入学を希望する者（以下「入学希望者」という。）は、入学願書及び入学願書に定める書類を添えて、所定の期日までに校長に願い出なければならない。

2 入学希望者は、前項の出願に当たっては、別に定める額の検定料を納付しなければならない。

(検定料の返還)

第 22 条 納付された検定料は、返還しない。

(入学者の選考)

第 23 条 入学者の選考は、第 21 条の規定に基づき出願をした者について、別に定めるところにより、当該附属学校の校長が行う。

(入学手続及び入学許可)

第 24 条 前条の選考結果に基づき合格の通知を受けた者であって当該附属学校に入学を希望する者は、所定の期日までに別に定める書類を提出するとともに、附属幼稚園、附属高等学校及び附属特別支援学校高等部にあつては、別に定める額の入学料（附属幼稚園にあつては、入園料と称す。以下同じ。）を納付しなければならない。

2 校長は、前項の入学手続を完了した者（第 25 条に規定する入学料の免除又は徴収猶予を申請し、受理された者を含む。）に入学を許可する。

3 納付された入学料は、返還しない。

(子育てのための施設利用等給付認定申請者に係る入園料)

第 24 条の 2 前条の規定にかかわらず、附属幼稚園において子ども子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 30 条の 5 の規定に基づき、子育てのための施設利用等給付を申請し認定された者の入園料は、当該者が居住する市町村から大学に給付される入園料相当額を受領することをもって充てる。

2 前項に規定する入園料相当額が、市町村から直接認定された者に給付された場合は、当該者は給付された日から 30 日以内にその入園料相当額を大学に納付しなければならない。

3 附属幼稚園において、年度中途に退学、転学及び除籍となった者の入園料については、前 2 項により市町村から給付される入園料相当額が、月割計算により別に定める入園料を満たさない場合、その差額分の入園料を免除する。

(入学料の免除及び徴収猶予)

第25条 附属幼稚園、附属高等学校及び附属特別支援学校高等部における入学料は、特別な事情により、入学料の納付が著しく困難であると認められる場合は、入学料の全額若しくは一部を免除し、又はその徴収を猶予することができる。

2 前項に規定する入学料の免除及び徴収猶予に関し必要な事項は、別に定める。

(編入学及び転入学)

第26条 附属学校に編入学又は転入学を志願する者があるときは、校長は、定員の欠員状況等により、相当学年に編入学又は転入学を許可することができる。

2 前5条の規定は、編入学及び転入学の場合に準用する。

第7章 休学、復学、転・退学、留学、出席停止及び除籍

(休学)

第27条 疾病その他特別の事由により、長期にわたって修学することができない者は、校長の許可を得て休学することができる。

(復学)

第28条 休学の期間中にその事由が解消したときは、校長の許可を得て、復学することができる。

(転学)

第29条 附属学校の児童等で転学しようとする者は、校長の許可を得なければならない。

2 附属学校の児童等で、保護者が別に定める通学区域外に居住することとなった者は、転学しなければならない。ただし、保護者が外国に居住する場合であって、当該通学区域内に居住する代理人を定め、校長に届け出たときは、この限りではない。

(留学)

第30条 附属高等学校の生徒で、外国の高等学校で学修しようとするときは、校長に願い出て、留学の許可を得なければならない。

2 留学に関する規定は、別に定める。

(退学)

第31条 附属学校の児童等で退学しようとする者は、校長の許可を得なければならない。

(出席停止)

第32条 校長は、次の各号に掲げる行為の一又は二以上を繰り返し行う等性行不良であって、他の児童等の教育に妨げがあると認める児童等があるときは、学長の承認を経て、その保護者に対して、児童等の出席停止を命ずることができる。

(1) 他の児童等に傷害、心身の苦痛又は財産上の損失を与える行為

(2) 職員に傷害又は心身の苦痛を与える行為

(3) 施設又は設備を損壊する行為

(4) 授業その他の教育活動の実施を妨げる行為

2 校長は、感染症にかかっており、若しくはその疑いがある児童等感染症予防上必要があると認めるとき、又は児童等の健康上必要があると認めるときは、その児童等の出席停止を命ずることができる。

(除籍)

第33条 次の各号のいずれかに該当する者は、校長は、児童等を除籍することができる。

(1) 児童等が病気その他の理由により、成業の見込みがないと認められるとき、又は死亡若しくは行方不明になったとき

(2) 附属幼稚園、附属高等学校及び附属特別支援学校高等部の幼児及び生徒で、授業料（附属幼稚園にあつては、保育料と称す。以下同じ。）の納付を怠り、督促してもなお納付しなかったとき

(3) 附属幼稚園、附属高等学校及び附属特別支援学校高等部の幼児及び生徒で、入学料若しくは授業料の免除又は徴収猶予を申請した者のうち、免除又は徴収猶予が不許可となった者、一部について免除が許可となった者で、徴収猶予期間を超えて、なお入学料又は授業料を納付しなかったとき

第8章 授業料の納入等

(授業料の納入)

第34条 附属幼稚園、附属高等学校及び附属特別支援学校高等部における授業料は、月額6ヶ月分を次の2期にそれぞれ納めなければならない。

前期 4月1日から4月30日まで

後期 10月1日から10月31日まで

- 2 前項の規定にかかわらず、本人の申し出により、前期分の授業料を納めるときに、当該年度の後期分の授業料を併せて納めることができる。
- 3 第1項の規定にかかわらず、経済的理由によって同項の納付期限までに授業料の納付が困難である場合には、別に定めるところにより、許可を得て、月割で納めることができる。

(授業料の額)

第35条 授業料の額は別に定める。

(復学等における授業料の納入)

第36条 前期又は後期中途において復学、編入学又は転入学（以下「復学等」という。）をした者の納める授業料の額は、授業料の月額に、復学等の日の属する月から当該期末までの月数を乗じて得た額とし、復学等をした月に納めなければならない。

- 2 復学等をした者の授業料の額は、当該者の属する年次の在学者に係る授業料の額と同額とする。

(退学等における授業料)

第37条 前期又は後期中途において、退学及び転学した者の授業料はこれを納めなければならない。ただし、第33条の規定により除籍を命ぜられた者の入学金又は授業料は、別に定める規程により当該者に係る未納の入学金又は授業料を免除することができる。

(高等学校等就学支援金の受給権者に係る授業料の額等)

第38条 第34条の規定にかかわらず、公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）第5条の規定に基づき、高等学校等就学支援金の受給資格の認定を受けた者（以下この条において「受給権者」という。）に係る授業料の額は、第35条に定める授業料（月額）の額に受給権者が月の初日に在学する月数を乗じて得た額とし、その徴収については、学長が受給権者に代わって高等学校等就学支援金を受領することをもって充てる。

(子育てのための施設利用等給付認定申請者に係る保育料)

第38条の2 第34条の規定にかかわらず、附属幼稚園において子ども子育て支援法（平成24年法律第65号）第30条の5の規定に基づき、子育てのための施設等利用給付を申請し認定された者の保育料は、当該者が居住する市町村から大学に給付される保育料相当額を受領することをもって充てる。

- 2 前項に規定する保育料相当額が、市町村から直接認定された者に給付された場合は、当該者は給付された日から30日以内にその保育料相当額を大学に納付しなければならない。

- 3 附属幼稚園において、年度中途に退学、転学、除籍、休学及び復学等（以下「退学等」という）となった者の保育料については、前2項により市町村から給付される保育料相当額のうち月中途に退学等をする場合の保育料（月額）が、日割計算により別に定める保育料（月額）を満たさない場合、その差額分の保育料（月額）を免除する。

(授業料の免除及び徴収猶予)

第39条 附属幼稚園、附属高等学校及び附属特別支援高等部における授業料は、経済的理由により、授業料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合は、授業料の全額若しくは一部を免除し、又はその徴収を猶予することができる。

- 2 前項に規定する授業料の免除及び徴収猶予に関し必要な事項は、別に定める。

(授業料の返還)

第40条 休学、転学又は退学を許可された者について、当該異動が許可された日の属する月の翌月以降の授業料が納付済みの場合は、相当額を返還する。

第9章 賞罰

(表彰)

第41条 校長は、特別な善行があつて他の児童等の模範となる児童等があるときは、これを表彰することができる。

(懲戒)

第42条 校長は、次の各号の一に該当する児童等があると認めるときは、児童等に懲戒を加えることができる。この場合、児童等の心身の発達に应ずる等教育上必要な配慮をしなければならない。

- (1) 本校の規則に違反した者
- (2) 校内の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者
- (3) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (4) 正当な理由がなくて出席が常でない者
- (5) 愛知教育大学におけるハラスメント防止等に関する規程に基づく学長命令によるもの

- 2 懲戒は、退学、停学及び訓告とする。ただし、停学は、附属名古屋小学校、附属岡崎小学校、附属名古屋中学校及び附属岡崎中学校並びに附属特別支援学校小学部及び中学部の児童又は生徒に対しては、これを行うことはできない。
- 3 校長は、前項の規定による懲戒を加えたときは、学長に報告するものとする。

第10章 附属幼稚園

(学級数及び定員)

第43条 附属幼稚園の学級数及び幼児の定員は、次のとおりとする。

区分	学級数	学級定員	総定員
3歳児	2	20	40
4歳児	2	25	50
5歳児	2	25	50

(修了証書の授与)

第44条 園長は、所定の課程を修了したと認定した幼児には、修了証書を授与する。

(入園資格)

第45条 附属幼稚園に入園することのできる者は、満三歳から、小学校就学の始期に達するまでの者で、別に定める指定地域内(小学校区を単位とする。)に、保護者と同居する者とする。

第11章 附属名古屋小学校

(学級数及び定員)

第46条 附属名古屋小学校の学級数及び児童の定員は、次のとおりとする。

区分	学級数	学級定員	総定員
普通学級	18	30	540
帰国児童学級 (5学年から6学年)	2	15	30

(課程修了の認定)

第47条 校長は、所定の課程を修了したと認定した児童には、修了証書を授与する。

(卒業の認定)

第48条 校長は、全課程を修了したと認定した児童には、卒業証書を授与する。

(入学資格)

第49条 附属名古屋小学校に入学することのできる者は、学齢に達した者で、別に定める通学区域内に保護者と同居し、そこを生活の拠点とする者とする。

第12章 附属岡崎小学校

(学級数及び定員)

第50条 附属岡崎小学校の学級数及び児童の定員は、次のとおりとする。

区分	学級数	学級定員	総定員
普通学級	18	30	540

(課程修了の認定)

第51条 校長は、所定の課程を修了したと認定した児童には、修了証書を授与する。

(卒業の認定)

第52条 校長は、全課程を修了したと認定した児童には、卒業証書を授与する。

(入学資格)

第53条 附属岡崎小学校に入学することのできる者は、学齢に達した者で、岡崎市内に保護者と同居し、そこを生活の拠点とする者とする。

第13章 附属名古屋中学校

(学級数及び定員)

第54条 附属名古屋中学校の学級数及び生徒の定員は、次のとおりとする。

区分	学級数	学級定員	総定員
普通学級	12	36	432
帰国生徒学級	3	15	45

(課程修了の認定)

第55条 校長は、所定の課程を修了したと認定した生徒には、修了証書を授与する。

(卒業の認定)

第56条 校長は、全課程を修了したと認定した生徒には、卒業証書を授与する。

(入学資格)

第57条 附属名古屋中学校に入学することのできる者は、小学校を卒業した者で、愛知県内に保護者と同居し、通学に要する時間に無理がなく、そこを生活の拠点とする者とする。

第14章 附属岡崎中学校

(学級数及び定員)

第58条 附属岡崎中学校の学級数及び生徒の定員は、次のとおりとする。

区分	学級数	学級定員	総定員
普通学級	12	36	432

(課程修了の認定)

第59条 校長は、所定の課程を修了したと認定した生徒には、修了証書を授与する。

(卒業の認定)

第60条 校長は、全課程を修了したと認定した生徒には、卒業証書を授与する。

(入学資格)

第61条 附属岡崎中学校に入学することのできる者は、小学校を卒業した者で、保護者と同居し、通学所要時間が片道1時間以内であり、そこを生活の拠点とする者とする。

第15章 附属高等学校

(学級数及び定員)

第62条 附属高等学校の学級数及び生徒の定員は、次のとおりとする。

区分	学級数	学級定員	総定員
全日制普通科	12	30	360

(課程修了の認定)

第63条 校長は、所定の課程を修了したと認定した生徒には、修了証書を授与する。

2 各学年の課程を修了したと認められない者については、校長は、これを原級にとどめることができる。

(卒業の認定)

第64条 校長は、全課程を修了したと認定した生徒には、卒業証書を授与する。

(入学資格)

第65条 附属高等学校に入学することのできる者は、中学校若しくはこれに準ずる学校を卒業した者若しくは中等教育学校の前期課程を修了した者、又は施行規則第95条に規定する各号のいずれかに該当する者で、愛知県内に保護者と同居し、そこを生活の拠点として、自宅から通学できる者とする。

第16章 附属特別支援学校

(学級数及び定員)

第66条 附属特別支援学校の学級数及び児童等の定員は、次のとおりとする。

区分	学級数	学級定員	総定員
小学部	3	6	18
中学部	3	6	18
高等部	3	8	24

(課程修了の認定)

第67条 校長は、所定の課程を修了したと認定した児童等には、修了証書を授与する。

(卒業の認定)

第68条 小学部、中学部、高等部のそれぞれの課程を修了したと認めた者に卒業証書を授与する。

2 高等部において、校長は、特別の必要があり、かつ、教育上支障がないときは、第15条に規定する学年の途中においても、学期の区分に従い、各学年の課程の修了及び卒業を認めることができる。

(入学資格)

第69条 附属特別支援学校に入学することのできる者は、以下の各項に掲げる者とする。

2 小学部

(1) 学齢に達した者で、通学所要時間が片道1時間以内に居住し、安全に通学できる者。

3 中学部

小学校又は特別支援学校の小学部を卒業した者で、通学所要時間が片道1時間以内に居住し、安全に通学できる者。

4 高等部

中学校又は特別支援学校の中学部を卒業した者で、通学所要時間が片道1時間30分以内に居住し、安全に通学できる者。

第17章 雑則

(その他)

第70条 この規則に定めるほか、必要な事項は別に定める。

附 則

1 この規則は、2013年4月1日から施行する。

2 第46条の規定にかかわらず、2013年から2016年までの附属名古屋小学校の普通学級の総定員は、次に掲げるとおりとする。

年度	2013	2014	2015	2016
総定員	800	785	770	755

3 第50条の規定にかかわらず、2013年から2016年までの附属岡崎小学校の総定員は、次に掲げるとおりとする。

年度	2013	2014	2015	2016
総定員	690	675	660	645

4 国立大学法人愛知教育大学附属学校部及び愛知教育大学附属学校規程(2004年規程第54号)は、廃止する。

5 愛知教育大学附属幼稚園園則(2004年規程第61号)は、廃止する。

6 愛知教育大学附属名古屋小学校校則(2004年規程第55号)は、廃止する。

7 愛知教育大学附属岡崎小学校校則(2004年規程第56号)は、廃止する。

8 愛知教育大学附属名古屋中学校校則(2004年規程第57号)は、廃止する。

9 愛知教育大学附属岡崎中学校校則(2004年規程第58号)は、廃止する。

10 愛知教育大学附属高等学校校則(2004年規程第59号)は、廃止する。

11 愛知教育大学附属特別支援学校校則(2004年規程第60号)は、廃止する。

附 則(2015年規程第59号)

この規則は、2015年6月23日から施行し、2015年4月1日から適用する。

附 則(2015年規程第69号)

この規則は、2015年10月21日から施行し、2015年4月1日から適用する。

附 則(2016年規程第37号)

この規則は、2016年7月13日から施行し、2016年4月1日から適用する。

附 則(2018年規程第19号)

1 この規則は、2018年4月1日から施行する。

2 第43条の規定にかかわらず、2018年の附属幼稚園の総定員は、次に掲げるとおりとする。

年度	2018

総定員	150
-----	-----

3 第46条の規定にかかわらず、2018年から2022年までの附属名古屋小学校の普通学級の総定員は、次に掲げるとおりとする。

年度	2018	2019	2020	2021	2022
総定員	700	665	665	665	665

4 第54条の規定にかかわらず、2018年から2019年までの附属名古屋中学校の普通学級の総定員は、次に掲げるとおりとする。

年度	2018	2019
総定員	464	448

5 第58条の規定にかかわらず、2018年から2019年までの附属岡崎中学校の総定員は、次に掲げるとおりとする。

年度	2018	2019
総定員	464	448

附 則（2019年規程第6号）

1 この規則は、2019年4月1日から施行する。

2 第46条の規定にかかわらず、2019年から2023年までの附属名古屋小学校の普通学級の総定員は、次に掲げるとおりとする。

年度	2019	2020	2021	2022	2023
総定員	650	635	620	605	555

3 第50条の規定にかかわらず、2019年から2023年までの附属岡崎小学校の普通学級の総定員は、次に掲げるとおりとする。

年度	2019	2020	2021	2022	2023
総定員	615	600	585	570	555

附 則（2019年規程第34号）

この規則は、2020年4月1日から施行する。

附 則（2020年規程第5号）

この規則は、2020年4月1日から施行する。

附 則（2021年規程第18号）

1 この規則は、2021年4月1日から施行する。

2 第62条の規定にかかわらず、2021年から2022年までの附属高等学校の普通学級の総定員は、次に掲げるとおりとする。

年度	2021	2022
総定員	520	440